

配付番号

情報ネットワーク管理規定（C P R - 1 3）

制定・改訂日	承認	審査	作成
制定 年 月 日			
改訂 年 月 日			

アイエスオー株式会社

文書番号： C P R - 1 3	文書名： 情 報 ネットワーク 管 理 規 定	版： 1 . 0	頁： 1 / 2
----------------------	----------------------------	-------------	-------------

1 . 目的

本規定は、ネットワークのセキュリティ確保のためのルールを設定することを目的とする。

2 . 責任

情報システム部長は、情報システム、ネットワークのセキュリティ確保の責任を有する。

3 . ネットワーク接続構成

- (1) 当社の情報システムとネットワークの全体は、別紙「システム・ネットワーク図」で管理する。
また、各機器は、設置場所、接続状況、使用者、管理者を「ネットワーク機器構成一覧表」で管理する。
- (2) 対外ユーザ向けの WWW サービスは、セキュリティ上信頼できるホスティング業者にアウトソーシングする。
- (3) 社内 PC の接続は LAN で接続し、インターネット接続環境は、ルータによるインターネットプロバイダ接続とする。
- (4) インターネットプロバイダと当社の境界には、ファイアーウォールサーバーを設置し、外部からの侵入を防止する。
- (5) 外部とのメールの送受信は、ウイルス対策サーバーを経由し、最新パターンデータでウイルス感染チェックを行う。
- (6) 外部への WEB アクセス及びファイル転送は、PROXY サーバー経由して行うこと。

4 . セキュリティ対策

- (1) PC の使用は、ID、パスワードでの利用者認識を行う。
- (2) 社内 LAN でのサーバー接続、ダイヤルアップ接続などでは、ID、パスワードでの利用者認証を行う。
- (3) パスワードは一定期間内に変更する。
- (4) システムの特権 ID は、情報システムの管理者が管理する。
- (5) WEB など、顧客と情報をやり取りする場合は、SSL 等の暗号化する。

5 . ユーザ管理

- (1) 役員、社員に貸与するパソコンに必要なセキュリティの設定など初期化を行う。
- (2) 情報システム部長は、社員に対して業務に応じて必要な ID、パスワード、アクセス権限を決定する。
- (3) ユーザ ID、初期パスワード、アクセス権限は、情報システム部門の担当者がシステム設定して、社員に直接手渡す。
- (4) ユーザ ID、初期パスワードは情報システム部長が「ユーザ ID 一覧表」で管理する。この一覧表は、個人情報保護管理責任者以外の一般社員に開示してはならない。
- (5) 社員の ID、パスワードが不要になった場合、情報システム部長は、即日 ID、パスワードをシステム設定から削除する。

6 . 情報共有とアクセス制限

- (1) 機密情報は、情報の機密度に応じたアクセス権限を付与して管理する。
- (2) 機密情報は、原則として共有のディスク、共有ホルダに登録しない。
- (3) 情報の完全性を維持するために、参照情報は更新を禁止する。
- (4) 共有ディスク、共有ホルダとしたところ以外を、安易に共有に変更してはならない。